

一橋大学大学院社会学研究科長 殿

博士論文のインターネットによる全文公開に関する取扱いについての同意書

私は、下記の事項を十分に理解し、同意いたします。

記

博士の学位を授与された者は、一橋大学学位規則第19条により学位授与から1年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公開するものとされている。ただし、教授会において全文公開を妨げるやむを得ない事由が正当なものと承認された場合は、その事由が継続する限り、要約のみの公開もしくは公開が相応しくない箇所を削除したうえで公開することとなっている。

このインターネットによる全文公開を妨げるやむを得ない事由の届出は、以下のとおりである。

1. 学位を授与された日から1年以内に、所定様式「学位論文（博士）のインターネット公表について」（ファイル名：やむを得ない事由の届出書）にて、インターネットによる全文公開を妨げるやむを得ない事由を届出るものとする。なお、届出の事由によっては、その事実を確認できる書類を添付するものとする。
2. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載の予定が事由の場合（※1）、教授会において上記1の届出書を受理し審査を行った結果、当該届出が承認された場合、公表可能日を経過したのち、他の理由の届け出がない限り、自動的に当該学位論文の全文をインターネットにより公開するものとする。ただし、この場合の公表の猶予期間は、学位授与から最長5年とする。
3. 差し止め事由がいつまで継続するか判断が困難な場合（※1の事由は除く）は、当面の差し止め期間は1年間とし、1年後にも差し止め事由が継続している場合は、再度届け出る。この届出が行われなかった場合は、やむを得ない事由が消滅したものとみなす。

以上

年 月 日

学籍番号：

氏名： ⑩

指導教員確認：（自署） ⑩

(本人控)

一橋大学大学院社会学研究科長 殿

博士論文のインターネットによる全文公開に関する取扱いについての同意書

私は、下記の事項を十分に理解し、同意いたします。

記

博士の学位を授与された者は、一橋大学学位規則第19条により学位授与から1年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公開するものとされている。ただし、教授会において全文公開を妨げるやむを得ない事由が正当なものと承認された場合は、その事由が継続する限り、要約のみの公開もしくは公開が相応しくない箇所を削除したうえで公開することとなっている。

このインターネットによる全文公開を妨げるやむを得ない事由の届出は、以下のとおりである。

1. 学位を授与された日から1年以内に、所定様式「学位論文(博士)のインターネット公表について」(ファイル名:やむを得ない事由の届出書)にて、インターネットによる全文公開を妨げるやむを得ない事由を届出るものとする。なお、届出の事由によっては、その事実を確認できる書類を添付するものとする。
2. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載の予定が事由の場合(※1)、教授会において上記1の届出書を受理し審査を行った結果、当該届出が承認された場合、公表可能日を経過したのち、他の理由の届け出がない限り、自動的に当該学位論文の全文をインターネットにより公開するものとする。ただし、この場合の公表の猶予期間は、学位授与から最長5年とする。
3. 差し止め事由がいつまで継続するか判断が困難な場合(※1の事由は除く)は、当面の差し止め期間は1年間とし、1年後にも差し止め事由が継続している場合は、再度届け出る。この届出が行われなかった場合は、やむを得ない事由が消滅したものとみなす。

以上

年 月 日

学籍番号:

氏名 :

Ⓜ